

プラスグループ音羽会 会則

(名称)

第1条 本会はプラスグループ音羽会と称する

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図ることを目的とし、併せてプラス株式会社、及びプラスグループ会社の発展を願いこれに寄与するものとする

(役員及び事務局)

第3条 本会は下記の役員を置き、会員より選出をする

- ◇ 代表幹事 1名
- ◇ 幹事 若干名
- ◇ 任期は2年とし、再任を妨げない
- ◇ 事務局を東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス 12階
プラス株式会社 コーポレート本部秘書室に置く

(役員会)

第4条 役員は代表幹事、幹事によって構成され、必要に応じ代表幹事がこれを召集する

(会務)

第5条 本会は第2条の目的を達成する為に次の会務を行う

1. 懇親会の開催
2. 会員名簿の発行

(会員の資格)

第6条 本会の会員はプラス株式会社、及びプラスグループ会社の退職者並びに在職者の内、次のいずれかに該当する者のうち入会を希望した者とする

1. プラス株式会社もしくはプラスグループ会社を円満退職した者
2. 在職中であっても、満60歳に達した者
※ 尚、上記資格のいずれも満たさない場合も、本人が希望し、幹事会で承認を得た場合には、賛助会員としての資格を有することができる。

(会費)

第7条 本会は会費にて運営する
但し会場等の都合により臨時会費を徴収する場合もある

(慶弔及び見舞い)

第8条 プラスグループ音羽会幹事長名義にて生花をお贈りする
弔電・香典は当面これを行わない

(総会及び懇親会)

第9条 年1回、プラス株式会社より会長・社長、役員並びにプラスグループ会社役員出席のもと、総会、懇親会又は懇親旅行会を実施する

(会計)

第10条 本会計の資金は、会費及び臨時会費、寄付金により調達する

(福利厚生)

第11条 会員はプラス株式会社が所有する施設を利用することができる

以上

【 改定 】 平成22年11月20日

【 改定 】 平成17年1月15日

【 改定 】 平成13年1月21日